

令和6年度群馬県春の環境美化運動実施要領（抜粋）

1 趣旨

令和6年度群馬県環境美化運動実施計画に基づき、春の環境美化月間における環境美化運動を実施する。

2 実施期間

春の環境美化月間と定めた、令和6年5月1日（水）～6月30日（日）

3 実施主体

県、市町村、関係団体、事業者、ボランティア活動団体等

4 実施内容

【環境美化活動の内容】

群馬県の生活環境を保全する条例に基づき、快適で住みよく美しい郷土づくりを一層推進するため、毎年、環境美化運動実施計画を策定し、これに基づいて、県民、事業者及び行政が連携して、空き缶拾いなど一斉清掃活動や不法投棄防止を呼びかける普及啓発を実施する。

5 実施経費

本運動の実施に要する経費は、活動を実施した各実施主体の負担とする。

6 実施計画及び実施結果の作成・提出

事業者・関係団体・ボランティア活動団体等は、本運動実施期間中に実施した活動の結果を別記様式「令和6年度群馬県春の環境美化運動実施結果報告（関係団体・個人等用）」により、令和6年7月24日（水）までに群馬県環境政策課あて提出する。